

議事日程 (第3号)

令和3年3月12日 午後1時30分開議

- 日程第 1 第 5 号 議 案 令和2年度中間市一般会計補正予算 (第12号)
- 日程第 2 第 6 号 議 案 令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第 7 号 議 案 令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第 8 号 議 案 令和2年度中間市病院事業会計補正予算 (第2号)
(日程第1～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第 9 号 議 案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第10号 議 案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第11号 議 案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第12号 議 案 中間市総合会館条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第13号 議 案 中間市国民健康保険条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第14号 議 案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第15号 議 案 中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例
(日程第5～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第16号 議 案 中間市子どもを守る条例
- 日程第13 第17号 議 案 中間市陶芸所設置及び管理に関する条例
(日程第12～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第18号 議 案 中間市道路線の廃止について
- 日程第15 第19号 議 案 中間市道路線の認定について
- 日程第16 第20号 議 案 中間市道路線の変更について
(日程第14～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 第22号 議 案 令和3年度中間市一般会計予算
- 日程第18 第23号 議 案 令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第19 第24号 議 案 令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

- 日程第20 第25号議案 令和3年度中間市地域下水道事業特別会計予算
 日程第21 第26号議案 令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
 日程第22 第27号議案 令和3年度中間市介護保険事業特別会計予算
 日程第23 第28号議案 令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第24 第29号議案 令和3年度中間市公共下水道事業会計予算
 日程第25 第30号議案 令和3年度中間市水道事業会計予算
 (日程第17～日程第25 質疑・委員会付託)
 日程第26 第31号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算(第13号)
 (日程第26 提案理由説明・質疑・討論・採決)
 日程第27 第32号議案 令和3年度中間市一般会計補正予算(第1号)
 (日程第27 提案理由説明・質疑・委員会付託)
 日程第28 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	7番 掛田るみ子君
8番 草場 満彦君	9番 中尾 淳子君
10番 山本 慎悟君	11番 安田 明美君
12番 梅澤 恭徳君	13番 柴田 広辞君
14番 中野 勝寛君	16番 下川 俊秀君

欠席議員(1名)

15番 井上 太一君

欠 員(2名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	白尾 啓介君
教育長 ……………	片平 慎一君	総務部長 ……………	田中 英敏君
市民部長 ……………	船津喜久男君	保健福祉部長 ………	藤田 宜久君
建設産業部長 ………	篠田 耕一君	教育部長 ……………	佐伯 道雄君

環境上下水道部長 …………… 安德 保君
市立病院事務長 … 末廣 勝彦君 消防長 …………… 三船 時彦君
財政課長 …………… 蔵元 洋一君 健康増進課長 …… 岩河内弘子君
選挙管理委員会事務局長 …………… 中野 義雄君

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君 書 記 東 隆浩君
書 記 志垣 憲一君 書 記 千々和 完君

議案の委員会付託表

令和3年3月12日
第3回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第22号議案	令和3年度中間市一般会計予算	別表3
第23号議案	令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	市民厚生
第24号議案	令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	
第25号議案	令和3年度中間市地域下水道事業特別会計予算	産業消防
第26号議案	令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総合政策
第27号議案	令和3年度中間市介護保険事業特別会計予算	市民厚生
第28号議案	令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	
第29号議案	令和3年度中間市公共下水道事業会計予算	産業消防
第30号議案	令和3年度中間市水道事業会計予算	
第32号議案	令和3年度中間市一般会計補正予算（第1号）	別表5

別表 3

令和3年度中間市一般会計予算

条	付 託 事 項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	別表 4
第2条	第2表 継続費	産業消防
第3条	第3表 債務負担行為	総合政策
第4条	第4表 地方債	
第5条	一時借入金	
第6条	歳出予算の流用	

別表 4

歳 入

款 別	款 名 ・ 項 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	
2	総 務 費	1 項 5 目・6 目・8 目・1 0 目の一部、1 項 1 2 目・1 3 目	産業消防
		1 項 1 目・1 0 目の一部、2 項 1 目の一部、2 項 2 目、3 項 1 目の一部	市民厚生
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1 項 1 目・3 目の一部、1 項 1 3 目、2 項 1 目・ 4 目・6 目の一部、3 項 1 目の一部	

4	衛生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目	総合政策
		1項1目の一部、1項3目、2項1目の一部	産業消防
5	労働費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部	
6	農林水産業費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項2目・4目の一部、2項2目	総合政策
7	商工費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部、1項4目の一部	総合政策
8	土木費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部	総合政策
9	消防費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部、1項4目	総合政策
10	教育費	全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項	
12	公債費	全 項	総合政策
13	予備費	全 項	

別表 5

令和3年度中間市一般会計補正予算（第1号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出補正予算	別表 6
第2条	第2表 地方債補正	総合政策

別表 6

歳入

款別	款名・項別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総合政策
		1 項 1 3 目	産業消防
		3 項 1 目	市民厚生
3	民生費	全 項	
		1 項 9 目	
4	衛生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		2 項 1 目	産業消防
5	労働費	全 項	
7	商工費	全 項	
9	消防費	全 項	
10	教育費	全 項	総合政策

午後 1 時30分開議

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 5 号議案

日程第 2. 第 6 号議案

日程第 3. 第 7 号議案

日程第 4. 第 8 号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第 1、第 5 号議案から、日程第 4、第 8 号議案までの、令和 2 年度各会計補正予算 4 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第 5 号議案令和 2 年度中間市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 億 9,036 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 255 億 9,537 万 7,000 円とするものです。

まず、歳入の主なものとしたしましては、寄附金において、ふるさと納税寄附金が 5 億 5,500 万円、繰越金においては、前年度繰越金が 2 億 6,230 万円、それぞれ追加計上されています。

次に、歳出の主なものとしたしましては、総務費において、ふるさと納税の増収に伴い、ふるさと納税管理業務委託料が 3 億 6,580 万円の増額、特別定額給付金事業の事業費確定に伴い、関連経費が 3,290 万円の減額、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金積立金が 1 億 3,480 万円減額されています。

衛生費においては、病院事業の一時借入金清算に係る繰出金が 6 億 5,000 万円追加計上されています。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業については、本年度実施された多数の事業から決算見込みに基づき、総額 1 億 1,210 円が減額されており、この減額された財源と国から新たに交付された第 3 次交付額のうち、今年度中に予算措置が必要な 2,990 万円を加えた総額 1 億 4,210 万円が、このたびの補正予算で再配分されております。再配分の新たな事業としたしましては、テレワークのための公共施設の

ネットワーク構築整備に2,990万円、小中学校の感染症対策に係る学校教育活動継続支援に460万円、なかまハーモニーホールで万が一、感染者が発生した場合のさらなる感染拡大防止対策として、防犯カメラシステム及び非常用放送機器設置工事に1,800万円などが計上されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論において、「今回の補正では、廃院の決まった中間市立病員の清算のための予算が組まれている。中間市立病院という中間市民の命と健康を守る基幹病院をなくすというのなら、今後、その課題にどう向き合うのかを明確にし、方向性を示すべきだと思う。このようなことを踏まえていない本予算案については反対する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第5号議案のうち市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第6号議案、第7号議案並びに第8号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第5号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第12号）について申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、コロナウイルス感染症の影響により地方消費税交付金が5,960万円、民生費国庫負担金の生活保護費負担金1億2,000万円が減額されています。

また、事業の確定などにより、国庫補助金の障害者地域生活支援事業費補助金1,110万円、県補助金の子ども医療費補助金2,920万円が、それぞれ減額されております。また、特別定額給付金給付事業等に係る補助金として総務管理費補助金3,680万円が減額されております。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費の諸費において、国及び県への返還金として、償還金利子及び割引料が6,250万円増額され、戸籍住民基本台帳費においては、通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金900万円が減額されております。

次に、民生費においては、コロナ禍による病院の受診控えなどにより、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の扶助費が4,650万円、生活保護費の医療扶助費が1億6,000万円減額されています。衛生費の保健衛生費においては、予防費として、各種予防接種に要する経費及び保健対策事業に要する経費として820万円が減額されています。

次に、第6号議案令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入の主なものとしたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が激減した世帯が受ける国民健康保険税の減免措置に対する国庫補助金が1,400万円、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定等に伴い、一般会計繰入金が1,430万円追加されています。

次に、歳出の主なものとしたしましては、福岡県国民健康保険普通交付金の額の確定に伴い、過交付分の返還金が3,930万円、対象者の増加に伴う、出産・育児一時金が210万円追加されています。

次に、第7号議案令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療被保険者に係る令和2年度保険料の軽減額が確定したことにより、後期高齢者医療広域連合納付金を補填するための、一般会計からの繰入金が540万円減額されるとともに、歳出につきましても、後期高齢者医療広域連合納付金が540万円減額されています。

次に、第8号議案令和2年度中間市病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、病院事業の廃止に伴う一時借入金の清算を行うため、一般会計からの法定外繰入金7億円が計上されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第5号議案、第6号議案、第7号議案及び第8号議案のいずれも、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第5号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第12号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金の土木費国庫補助金において、活力創出基盤整備分等の社会資本整備総合交付金が2,870万円の減額、中鶴地区建替事業に対する住宅市街地総合整備事業費補助金が2億6,690万円の減額となっております。

次に、歳出につきましては、総務費において、事業費確定に伴い、中古住宅購入・リフォーム補助金が890万円の減額となっております。

衛生費においては、新型コロナウイルス感染症対策事業の事業費確定に伴い、市内全世

帯を対象に実施された家庭用指定ごみ袋無料引換券配布事業に要する経費が270万円の減額、民間事業所等への抗ウイルス洗浄液配布事業に要する経費が180万円の減額となっております。

労働費においては、新型コロナウイルス感染症の影響で働く場を失った方々等を対象に緊急的に短期の雇用を創出することを目的とした緊急短期雇用創出事業の事業費確定に伴い、同事業に要する経費が310万円の減額となっております。

商工費においては、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施されている家賃軽減支援給付金事業の決算見込みに基づき3,500万円の減額となっております。土木費においては、社会資本整備総合交付金額の確定により、同事業に要する経費が2,960万円の減額、中鶴地区建替事業の事業量確定に伴い、同事業に要する経費が3億3,830万円の減額となっております。

消防費においては、新型コロナウイルス感染リスク軽減のための消防仮眠室個室化事業、自動心肺蘇生装置購入費用等の消防施設整備に要する経費が2,460万円計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第5号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第12号）について、反対意見を申し述べます。

今回の補正では、廃院の決まった市立病院の清算のための予算が組まれています。市立病院については、我が党が市当局に求めた来年度の予算並びに施策に対する回答書でも、予防医療体制の起点病院としての位置づけがなされており、さらに地域包括ケアシステムの構築もうたわれています。そうであるなら、単に廃院で済まされる問題ではありません。今後の中間市民の命と健康を守る基幹病院をなくしましたが、今後その課題にどう向き合うのかを明確にし、方向性を示すべきであります。そうしたこと抜きの本予算案については反対をいたします。

第8号議案につきましても、今の第5号議案と同様の内容で反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

これにて討論を終結いたします。

これより第5号議案から第8号議案までの、令和2年度各会計補正予算4件を順に採決いたします。

議題のうち、まず第5号議案令和2年度中間市一般会計補正予算(第12号)を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第5号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案令和2年度中間市病院事業会計補正予算(第2号)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第8号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 9号議案

日程第 6. 第 10号議案

日程第 7. 第 11 号議案

日程第 8. 第 12 号議案

日程第 9. 第 13 号議案

日程第 10. 第 14 号議案

日程第 11. 第 15 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 5、第 9 号議案から日程第 11、第 15 号議案までの条例改正 7 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第 9 号議案及び第 11 号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第 9 号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年 3 月 31 日をもって、中間市立病院が廃止となることにより生じる病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関する事務を総務部の所掌する事務に加えるものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日となっております。

討論において、さきの第 5 号議案と同様、「中間市立病院という、中間市民の命と健康を守る基幹病院をなくすというのなら、今後、その課題にどう向き合うのかを明確にし、方向性を示すべきだと思うので、本議案の条例改正には反対する」との意見がありました。

次に、第 11 号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、保護者等や地域住民、教職員等が学校の運営や支援に関して協議する機関として地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている学校運営協議会が、令和 3 年度から本市に設置されることに伴い、特別職の地方公務員として位置づけられている同協議会の委員の報酬についての規定を加えるものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第 9 号議案は賛成多数、第 11 号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 10 号議案、第 12 号議案、第

13号議案、第14号議案及び第15号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第10号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、印鑑登録証明書の交付申請に係る要件を緩和し、市民の利便性向上を図るためのものです。

本来、印鑑登録証明書の発行申請においては、印鑑登録証を添えることとなっておりますが、当該申請者と登録者の同一性が確認でき、かつ市長が必要と認める場合において、印鑑登録証の亡失の場合を除き、印鑑登録証明書を交付できるようにするものでございます。

なお、条例の施行日については、令和3年4月1日となっております。

次に、第12号議案中間市総合会館条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年4月1日から複合施設となる中間市総合会館（ハピネスなかま）の管理体制、実施事業を整理するものでございます。

改正の内容といたしましては、ハピネスなかまを総合的に管理する責任者として館長を置くこととし、また、ハピネスなかまに設置される福祉センターの事業に障害福祉推進事業を加えるものでございます。なお、条例の施行日については、公布の日となっております。

次に、第13号議案中間市国民健康保険条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、同法において規定している、新型コロナウイルス感染症の定義が削除されたことに伴い、これを引用している条例において、その定義規定を国の諸法令と同様の内容に改めるものです。なお、条例の施行日については、公布の日となっております。

次に、第14号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法の規定により、3年に一度の介護保険事業計画の見直しによる、第8期介護保険事業計画について、中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会の答申を受け、介護保険料の改定を行うものです。

条例改正の内容といたしましては、基準保険料額が、月額5,937円から6,160円に引き上げられております。

また、低所得者への対応といたしまして、介護保険料の軽減を行う負担軽減措置を引き続き実施するため、市町村民税の非課税世帯である第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げる規定の適用及び準用の期限が延長されております。なお、条例の施行日については、令和3年4月1日で、一部規定においては公布の日となっております。

次に、第15号議案中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、介護サービス事業の人員等の基準について条例で定める際に従うべき基準または参酌すべき基準を定める複数の省令が改正されたことに伴うものです。

条例改正の内容といたしましては、複数のサービスにおいて、職員の配置基準の緩和をはじめ、認知症の対応力を向上させるための認知症介護基礎研修受講を義務づけ、利用者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止するための指針の整備や研修実施の義務づけや、感染症や災害等が発生した場合の対応力強化として、利用者に必要な介護サービスの安定的、継続的な業務継続に向けた計画策定、訓練の実施などが義務づけられています。併せて、各種会議においても、テレビ電話等による実施も認められています。

なお、条例の施行日については、令和3年4月1日で、一部規定においては令和3年10月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第10号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案のいずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第9号議案については、中間市事務分掌条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどの第5号議案と同様の内容で反対をいたします。

次に、第14号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

介護保険料の基準保険料額を5,937円から6,160円へと1月当たり223円の値上げとなるものですが、制度開始当初は3,050円でしたので、2倍を超えることになります。この間、年金は減らされているにも関わらず、消費税や公共料金は軒並み引き上げ、値上げをされています。市民の生活は今大変です。

こうした公共料金の増額改定は、可処分所得を減少させ、中間市の地域循環型の経済にもマイナスの効果を及ぼします。値上げしないことを含めて、本条例については反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第9号議案から第15号議案までの条例改正7件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第9号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案中間市総合会館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案中間市国民健康保険条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第14号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第15号議案中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 第16号議案

日程第13. 第17号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第12、第16号議案及び日程第13、第17号議案の条例制定2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第17号議案中間市陶芸所設置及び管理に関する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、本年3月31日をもって、中間市中央公民館及び中間市働く婦人の家が廃止されることに伴い、両施設の別棟の陶芸所を引き続き、市民の方々に利用していただくため、新たに陶芸所の名称、位置、使用時間、使用許可、使用料等の規定を設けた条例を制定するものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論において、利用者が従前の利用よりも不便にならないことを求めて、意見を付して賛成するとの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第16号議案中間市子どもを守る条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この条例は、昨年8月に本市で発生した児童虐待による死亡事件を受け、二度とこのような悲惨な事件が起こることがないように環境を整えるため、新規に制定するものです。

条例の内容といたしましては、子供を虐待から守り、健やかに成長するための基本理念を定め、また、市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明確にし、相互に連携することにより、子供と家庭を見守り支える地域社会を実現するため、必要な事項を定めるものでございます。

なお、条例の施行日は、令和3年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第16号議案及び第17号議案の条例制定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第16号議案中間市子どもを守る条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第17号議案中間市陶芸所設置及び管理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 第18号議案

日程第15. 第19号議案

日程第16. 第20号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第18号議案から日程第16、第20号議案までの市道路線3件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第18号議案、第19号議案及び第20号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第18号議案中間市道路線の廃止について申し上げます。

今回、廃止される路線は、中鶴28号線、中鶴33号線及び中鶴34号線の3路線でございます。

これらの路線につきましては、現在実施されている中鶴地区建替事業により既存の改良住宅を公営住宅に建て替えるに当たり、改良住宅解体後の用地と合わせて、公営住宅の建設予定地に含まれることとなっており、一般交通の用に供する必要がなくなったことから廃止するものでございます。

次に、第19号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回、認定される路線は、扇ヶ浦団地39号の1路線でございます。この路線につきましては、東中間2丁目地内の道路用地の寄附を受けたことにより、当該道路を市道として認定するものでございます。

次に、第20号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回変更される路線は、中鶴29号線の1路線でございます。この路線につきましては、先ほど第18号議案でご報告申し上げました中鶴地区建替事業におきまして、当該路線の一部が公営住宅の建設予定地となっておりますことから、これを変更するものでございます。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第18号議案、第19号議案、第20号議案、いずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第18号議案から第20号議案までの市道路線3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第18号議案中間市道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17. 第22号議案

日程第18. 第23号議案

日程第19. 第24号議案

日程第20. 第25号議案

日程第21. 第26号議案

日程第22. 第27号議案

日程第23. 第28号議案

日程第24. 第29号議案

日程第25. 第30号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、第22号議案から、日程第25、第30号議案までの令和3年度の各会計予算9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております令和3年度各会計予算9件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第26. 第31号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第26、第31号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第31号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第13号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、福岡県知事選挙の執行及び新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備について、早急に必要なことから、緊急にご提案させていただくものでございます。

この補正予算に計上いたしました事業のうち、1つ目の福岡県知事選挙につきましては、先月22日の福岡県知事の辞職の表明に伴い、来月11日に選挙を実施する必要が生じたことによるものでございます。

2つ目の新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備につきましては、今月4日に関連経費を計上した補正予算の専決処分についてご承認いただいたところですが、国の補助対象経費の見直しにより接種体制の再編が必要となったものでございます。

補正予算の内容といたしまして、歳出につきましては、総務費におきまして、県知事選挙に要する経費として1,560万円を計上いたしております。

なお、経費の内訳といたしましては、投票管理者や開票立会人等の報酬100万円、会計年度任用職員に関する経費140万円、職員の時間外勤務手当480万円、消耗品費200万円、通信運搬費240万円などとなっております。

次に、衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備に要する経費として4,110万円を追加計上いたしております。

なお、経費の内訳といたしましては、会計年度任用職員に関する経費370万円、職員の時間外勤務手当2,790万円、接種費用の請求事務審査支払手数料300万円、医療機関でのワクチン管理委託料210万円などとなっております。

また、歳入につきましては、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,110万円、県支出金におきまして、県知事選挙執行経費交付金1,560万円と歳出と同額を計上し、両事業とも国県による全額負担となっております。

以上により、歳入歳出それぞれ5,678万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ256億5,216万5,000円とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第31号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第31号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第13号）を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、第31号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 第32号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第27、第32号議案令和3年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第32号議案令和3年度中間市一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

令和3年度一般会計予算につきましては、第22号議案として今期定例会にご提案し、ご審議いただいているところですが、今回の補正予算は予算の調整後に国の方針決定等により、追加で予算を計上する必要性が生じたことから、次の3件について緊急にご提案させていただくものでございます。

そのうち1つ目といたしましては、先月2日に国の第3次補正予算に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことに伴い、これに対応する施策を実施するものでございます。

2つ目といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、接種体制の構築を進めているところですが、このたび、国から具体的なワクチン接種料等が示されたことに伴い、この経費を予算に計上するものでございます。

3つ目といたしましては、令和2年度の補正予算としてご提案させていただいておりますマイナンバーカード管理システム導入委託料について、システム業者に同一内容の委託の相談が数多く寄せられ、令和2年度中の執行のめどが立たなくなってしまうことから、急遽、令和3年度事業として組み替えるものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしまして、歳出につきましては、総務費におきまして、公共交通応援事業として地域鉄道や路線バス、タクシー事業への奨励金に2,700万円を、マイナンバーカード管理システム導入委託料として50万円を計上いたしております。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費に1億1,730万円、市内全世帯を対象に家庭用ごみ袋無料引換券を配布する事業に2,870万円を計上いたしております。

労働費におきましては、緊急雇用創出事業として4,640万円を計上いたしております。

商工費におきましては、プレミアム付き商品券事業として6,050万円を計上いたしております。プレミアム付き商品券につきましては、販売枚数3万冊、プレミアム率30%と令和2年度と同規模の事業を計画いたしております。

教育費におきましては、学校の消毒作業を行うスクール・サポート・スタッフ、学習支援員等に3,220万円を計上いたしております。

次に、こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫支出金におきまして、

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1億1,730万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億3,650万円、県支出金におきまして、緊急短期雇用創出事業交付金2,320万円を計上しております。

また、市債におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源組替えを行ったことに伴い、3,370万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ3億5,058万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ194億4,247万5,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第32号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第28. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第28、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、議長において安田明美さん及び梅澤恭徳君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 安 田 明 美

議 員 梅 澤 恭 徳

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員